

第26回参議院議員通常選挙に伴う

不在者投票について（任期満了：7月25日）

羽曳野市
選挙管理委員会事務局
☎ 072-958-1111
(内線 4610・4620)

滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。「不在者投票宣誓書・申請書」（市ウェブサイトからダウンロード可）で選挙管理委員会へ申請すると、投票用紙等を滞在地へ郵送します。届いた投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会へ持参し、そちらで不在者投票を行ってください。なお、郵送での手続きになりますのでお早めに申請をお願いします。（投票用紙をお送りするのは選挙期日の公示後になります。）

郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前です。郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙管理委員会からお知らせを郵送しますのでご確認の上、期限までに請求してください。

郵便等投票証明書をお持ちでない方で、交付申請のできる方は、次のとおりです。申請の際は、「郵便等投票証明書交付申請書」（市ウェブサイトからダウンロード可）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のうち該当するものの原本を添えて選挙管理委員会へ申請してください。

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	「要介護5」	

※なお、表に該当しない場合でも、同程度として「障害の程度を証明する書面」の交付を受けることで郵便による不在者投票が可能となる場合があります。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている方は、投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。詳しくは病院（施設）にお問い合わせください。

《羽曳野市内の指定病院（施設）》

- 藤本病院
- 介護老人保健施設まほろば
- 大阪はびきの医療センター
- 城山病院
- 運動器ケアしまだ病院
- 介護老人保健施設悠々亭
- ケアホーム伊賀
- 天仁病院
- 丹比荘病院
- 高村病院
- 老人保健施設あったか村
- 特別養護老人ホームあすくの里
- 短期入所生活介護 ショートステイあすくの里
- 羽曳野特別養護老人ホーム
- ケアハウスはびねす軽里
- 特別養護老人ホームスマイル
- ケアハウススマイル
- 特別養護老人ホーム河原城苑
- 短期入所事業所河原城苑
- 四天王寺悲田院特別養護老人ホーム
- 四天王寺悲田院養護老人ホーム
- 介護付有料老人ホームライフコート春秋
- 介護付有料老人ホームライフビュー
- 特別養護老人ホームアンジュ
- ケアハウスロイヤルアンジュ
- オアシス北燦
- 介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば
- 介護老人保健施設宙
- 住宅型有料老人ホーム恵花院